平成２３年（フ）第３２４号
奈良県生駒市元町２丁目11番37号
債務者　吉田　美弥
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５１９号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1151番地３
債務者　川崎美智子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２８号
奈良県大和郡山市矢田町2707番地
債務者　小玉　正幸
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８３号
香川県高松市亀岡町７番19号　樽谷マンション103号
債務者　岸本　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５号
北海道岩見沢市５条東１丁目８番地２　コーポ秋山Ａ号室
債務者　柿崎　正登
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第５３６号
新潟市西区五十嵐２の町8467番地
債務者　水澤　　薫
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６８号
新潟県五泉市郷屋川２丁目２番４号
債務者　橋本　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３４９号
愛知県大府市吉川町１丁目110番地　殿ノ前住宅１棟204号
債務者　野口えり子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３８号
名古屋市昭和区南分町１丁目10番地　アネックス御器所103号
債務者　富田洋基こと　韓　　洋樹
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４４号
愛知県日進市赤池５丁目808番地
債務者　櫛田麻由美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３号
兵庫県小野市王子町64番地の１　シティコーラル105
債務者　髙田　敏弘
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第７４号
兵庫県小野市王子町64番地の１　シティコーラル105
債務者　髙田　秀子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第９１号
島根県出雲市松寄下町770番地　フルールⅠ―101
債務者　古屋　智史
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４８３号
沖縄県那覇市樋川１丁目12番41号
債務者　與那　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１号
福島県南相馬市原町区日の出町184番地の２
債務者　齋藤富美子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第３１６号
茨城県結城郡八千代町大字塩本280番地29
債務者　青木　直行
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１８号
富山県小矢部市埴生2933番地７
債務者　大島　信之
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１２６号
富山県射水市港町15番地10号、住民票上の住所富山県高岡市中曽根623番地３
債務者　竹原　　至
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
富山地方裁判所高岡支部